

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）
第四十六条 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第五条及び第六条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙様式第八から別紙様式第十二までの規定中「 $\square \neq \square$ 」を「 $\square \neq \square$ 」に改める。

（発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正）

第四十七条 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十九条及び第四十条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第三までの規定中「 $\square \neq \square$ 」を「 $\square \neq \square$ 」に改める。

（対地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十八条 対地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十六条及び第十七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十三までの規定中「 $\square \neq \square$ 」を「 $\square \neq \square$ 」に改める。

（アルコール事業法施行規則の一部改正）

第四十九条 アルコール事業法施行規則（平成十二年通商産業省令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第四十五条及び第四十六条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第五十九までの規定中「 $\square \neq \square$ 」を「 $\square \neq \square$ 」に改める。

（指定化学物質等の性状及び取扱に関する情報の提供の方法等を定める省令の一部改正）

第五十条 指定化学物質等の性状及び取扱に関する情報の提供の方法等を定める省令（平成十二年通商産業省令第四百一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「日本工業規格（工業標準化法）」を「日本産業規格（産業標準化法）」に、「第十七条第一項に規定する日本工業規格」を「第二十条第一項に規定する日本産業規格」に改める。

第五条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（経済産業省組織規則の一部改正）

第五十一条 経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。
 第二百三十条第一項第十二号中「工業標準化」を「産業標準化」に、「工業標準化」を「産業標準化」に改める。

第二百四十五条の見出し及び同条第一項中「工業標準審査官」を「産業標準審査官」に改め、同条第二項中「工業標準審査官」を「産業標準審査官」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（日本工業標準調査会規則の一部改正）

第五十二条 日本工業標準調査会規則（平成十三年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本産業標準調査会規則

第二条第一項中「日本工業標準調査会」を「日本産業標準調査会」に改める。

（塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第五十三条 塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式中「 $\square \neq \square$ 」を「 $\square \neq \square$ 」に改める。

（経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第五十四条 経済産業省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年経済産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「メタノール（日本工業規格）」を「メタノール（日本産業規格）」に、「ベンゼン（日本工業規格K二四五）」を「ベンゼン（日本産業規格K二四三五一）」に、「トルエン（日本工業規格K二四三五）」を「トルエン（日本産業規格K二四三五一）」に、「メチルエチルケトン（日本工業規格）」を「メチルエチルケトン（日本産業規格）」に、「イソプロピルアルコール（日本工業規格）」を「イソプロピルアルコール（日本産業規格）」に改める。

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第五十五条 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号イ中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号ロ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十九条及び第四十七条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正）

第五十六条 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項第三号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同号イ及びロ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十一条及び第三十五条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（計量法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五十七条 計量法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年経済産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（計量法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五十八条 計量法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年経済産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。